

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設）・拡充・延長・その他）

No 07

府省庁名 厚生労働省

<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>○プログラム法（抄）</p> <p>第四条 政府は、高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、医療保険各法・・・（略）・・・による医療保険制度及び高齢者医療確保法による後期高齢者医療制度・・・（略）・・・に原則として全ての国民が加入する仕組みを維持することを旨として、医療制度について、この条に定めるところにより、必要な改革を行うものとする。</p> <p>2 政府は、個人の選択を尊重しつつ、個人の健康管理、疾病の予防等の自助努力が喚起される仕組みの検討等を行い、個人の主体的な健康の維持増進への取組を奨励するものとする。</p> <p>7 政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>一 医療保険制度等の財政基盤の安定化についての次に掲げる事項</p> <p>イ 国民健康保険（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三条第一項の規定により行われるものに限る。以下この項において同じ。）に対する財政支援の拡充</p> <p>ロ 国民健康保険の保険者、運営等の在り方に関し、国民健康保険の保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この号及び次号において同じ。）の適正化等の取組を推進するとともに、イに掲げる措置を講ずることにより国民健康保険の更なる財政基盤の強化を図り、国民健康保険の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、国民健康保険の保険料の賦課及び徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策</p> <p>8 政府は、前項の措置を平成二十六年度から平成二十九年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二十七年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。</p> <p>○日本再興戦略改訂（平成26年6月24日閣議決定）抄</p> <p>① 個人・保険者・経営者等に対する健康・予防インセンティブの付与</p> <p>個人、保険者に対する健康増進、予防へのインセンティブを高めるため、以下の保険制度上の対応など、所要の措置を来年度中に講ずることを目指す。</p> <p>・個人に対するインセンティブ</p> <p>医療保険各法における保険者の保健事業として、ICTを活用した健康づくりモデルの大規模実証成果も踏まえつつ、一定の基準を満たした加入者へのヘルスケアポイントの付与や現金給付等を保険者が選択して行うことができる旨を明示し、その普及を図る。あわせて、個人の健康・予防に向けた取組に応じて、保険者が財政上中立な形で各被保険者の保険料に差を設けるようにすることを可能とするなどのインセンティブの導入についても、公的医療保険制度の趣旨を踏まえつつ検討する。</p>
------------	--------------------------	--

		<p>○ 政策評価  &lt;国民健康保険の保険者・運営等の在り方の見直し、その他医療保険制度改革に伴う税制上の措置&gt;  (基本目標 I)  安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること  (施策大目標 9)  全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること  (施策目標 9-1)  適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること</p> <p>○ 政策評価  &lt;健康増進・予防インセンティブの付与&gt;  (基本方針 I)  安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること  (施策大目標 9)  全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること  (施策目標 2)  生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること</p>
	政策の達成目標	全国民に必要な医療を保障するため、国民皆保険を維持する観点から、持続可能な医療保険制度を構築する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	全国民に必要な医療を保障するため、国民皆保険を維持する観点から、持続可能な医療保険制度を構築する。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	プログラム法、日本再興戦略改訂等を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う医療保険制度改革を講じることにより、持続可能な医療保険制度を構築することが可能となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

	<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>プログラム法、日本再興戦略改訂等を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う医療保険制度改革を講じることにより、持続可能な医療保険制度を構築することが可能となる。</p>
--	-----------------------	---

<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	<p>—</p>
<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>